

毎週火、金曜日発行（但休日）に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇規則 鳥取県行政組織規程の一部改正
- 鳥取県法令審査会規程の一部改正
- 鳥取県公報発行規則の一部改正
- ◇訓令 甲類附属機関及び地方機関の長に対する委任事項中一部改正
- 道路の区域の変更
- 道路の供用の開始
- ◇告示 使用料及び手数料の額の減額
- 気腫疽予防注射の実施

規則

鳥取県行政組織規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十年四月三十日

鳥取県知事 遠藤 茂

鳥取県規則第十五号

鳥取県行政組織規程の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規程（昭和二十八年四月鳥取県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第六条五経済部中「治山係」を「治山保安林係」に、「保安林係」を「林産係」に、「林業指導係」を「技術普及係」に改める。

第七条企画広報課中第十五号を次のように改める。

十五 室内各課の連絡協調に関する事

第七条企画広報課中第十五号の次に次の一号を加える。

十六 その他室内他課の主管に属しないこと

第八条総務課中第四号を次のように改める。

四 県印並びに知事、副知事、室長、部長及び課長の職印の管守に関する事

第八条財務課中第十号を次のように改める。

十 東京事務所及び県税事務所に関する事

第十六条第二項中「部に次長を、」を「経済部に次長

を、」を「経済部に次長

を、知事公室に主査を、」に改める。
 第十七条に次の一号を加える。
 五 主査 上司の命を受け、室の事務に参画する。
 第五十七条の表中「総務部企画課」を「企画広報課」に、「民生部厚生課」を「厚生課」に、「衛生部医務課」を「医務課」に、「經濟部商工課」を「商工課」に、「農林部農政課」を「農政課」に、「土木部管理課」を「管理課」に改める。
 第五十七条の表中鳥取県総合開発審議会の次に、次のように鳥取県観光総合審議会を加える。

観光課	鳥取県観光総合審議会
審議会	鳥取県観光総合審議会

鳥取県観光総合審議会条例第二條の規定による景勝地の選定保存並びに開発、観光施設の整備観光宣伝、観光客接遇方法の改善、土産品の振興、文化財の保存等に関する基本的計画の調査審議及び意見の答申等に関する事務

第五十七条の表商工課中
 鳥取県観光総合審議会
 鳥取県観光総合審議会条例第二條の規定による景勝地の選定保存並びに開発、観光施設の整備、観光宣伝、観光客接遇方法の改善、土産品の振興、文化財の保存等に関する基本的計画の調査審議、意見の答申等に関する事務

を削る。
 第七十五条第四項但書中「前項」を「第二項」に改める。
 附 則

この規則は、昭和三十年五月一日から施行する。

昭和三十年四月三十日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県規則第十六号

鳥取県法令審査会規程の一部を改正する規則

鳥取県法令審査会規程（昭和二十七年六月鳥取県規則第三十六号）の一部を次のように改正する。
 第二条第一号中「訓令、告示その他諸規程」を「重要又は異例な訓令、告示その他の諸規程」に改める。
 第七条第二項中「委員二人以上」を「委員二人以上（主務課長を除く。）」に改める。

附 則

この規則は、昭和三十年五月一日から施行する。

鳥取県公報発行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十年四月三十日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県規則第十七号

鳥取県公報発行規則の一部を改正する規則

鳥取県公報発行規則（昭和二十五年八月鳥取県規則第五

十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「農業委員会、」を削り、同条第九号を次のように改める。

九 雑報 前各号に掲げるものを除くほか、特に登載の必要があると認められたもの

第四条中「又は急施を要するもので、さかのぼつて適用しなければならぬものは」を「又は急施を要するものは」に改める。

第五条第六号、第十号、第十三号、第十四号及び第十五号を次のように改める。

六 削 除

十 農業会議事務局

十三 削 除 公安委員会、警察本部及び各警察署

十五 削 除

第九条第二項中「決議書」を「議決書」に改める。

第十条の二を次のように改める。

（増刷）

第十条の二 主管課において公報の増刷を必要とする

きは、原稿回付の際、別記第二号様式の増刷依頼書を
総務課長に提出しなければならぬ。
第十六条中「別記第二号様式」を「別記第三号様式」
に改める。

別記第二号様式を別記第三号様式とし、別記第一号様
式の次に、次の様式を加える。

別記第二号様式

増刷依頼書

昭和 年 月 日

総務課長殿

課長

県公報増刷について(依頼)

昭和 年 月 日

鳥取県訓令第
号

号

公報 部増刷(抜刷)願います。

附 則

この規則は、昭和三十年五月一日から施行する。

訓 令

鳥取県訓令第七号

本庁 内部部局の長
甲類 附属機関の長
地方 機関の長

昭和二十八年五月鳥取県訓令第十号(甲類附属機関及び
地方機関の長に対する委任事項)の一部を次のように改
正する。

昭和三十年四月三十日

鳥取県知事 遠 藤 茂

第一号中但書を次のように改める。

但し、別表に掲げるものを命ずることを除く。

別表として次のように加える。

別表

機関名	職 名
農業試験場	分場長、主任、係長

種 畜 場	附設機関(米子ふ卵場を除く)の長、係長
地方事務所	課長、課長補佐、係長
県税事務所	課長、係長
福祉事務所	係長
保健 所	課長
山林事務所	係長
耕地事務所	係長
土木出張所	課長

附 則

この訓令は、昭和三十年五月一日から施行する。

道路の種類 県道

路線名 才代河原停車場線(認定番号六五号)

道路の区域 八頭郡船岡町大字福井字上岸田から
字上柳原まで

八頭郡船岡町大字福井字上岸田三ノ一から
字上柳原六九ノ三まで

告 示

鳥取県告示第二百七号

道路の区域の変更に關する告示

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項
の規定に基き、道路の区域を次のように変更する。
その關係図面は、土木部道路課において一般の縦覧に供
する。

昭和三十年四月三十日

鳥取県知事 遠 藤 茂

区 間	旧新別	敷地の巾員	延 長	備 考
	二、五	五〇〇、〇		昭和二十七年道路改良 工事による変更

道路の種類 県道
 路線名 才代河原停車場線(認定番号六五号)
 道路の区域 八頭郡安部村大字日下部字前田から
 字中実まで

新 五、五 四八八、五

区 間
 八頭郡安部村大字日下部字前田一、二一四から
 字中実一、一五二ノ二まで
 八頭郡安部村大字日下部字前田一、一一四から
 字中実一、一五二ノ二まで

旧新別 敷地の巾員 延 長
 旧 メートル 二、五 メートル 二五〇、〇
 新 五、五 二四〇、〇

備 考
 昭和二十八年年度道路改良
 工事による変更

道路の種類 県道
 路線名 才代河原停車場線(認定番号六五号)
 道路の区域 八頭郡八東村大字茂田字大畑から
 大字才代字下柿木まで

区 間
 八頭郡八東村大字茂田字大畑一、二ノ二から
 大字才代字下柿木一、五七ノ四まで
 八頭郡八東村大字茂田字大畑一、二ノ二から
 大字才代字下柿木一、五七ノ四まで

旧新別 敷地の巾員 延 長
 旧 メートル 二、五 メートル 一六〇、〇
 新 五、五 一六〇、〇

備 考
 昭和二十八年年度道路改良
 工事による変更

道路の種類 県道
 路線名 由良上井線(認定番号九二号)
 道路の区域 倉吉市小田字下河原から
 字小河原まで

区 間
 倉吉市小田字下河原五、一ノ一から
 字小河原三、一ノ五まで
 倉吉市小田字下河原五、一ノ一から
 字小河原三、一ノ五まで

旧新別 敷地の巾員 延 長
 旧 メートル 四、〇 メートル 二六〇、〇
 新 五、一六、〇 九九九、七

備 考
 橋梁架換工事による変更

鳥取県告示第二百八号
 道路の供用開始に関する告示
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。
 その関係図面は土木部道路課において一般の縦覧に供する。
 昭和三十年四月三十日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一路 線 名 県道才代河原停車場線
 二 供 用 区 開 始 八頭郡船岡町大字福井字上岸田三ノ一から
 字上柳原六九ノ三まで

三 供用開始の期日	昭和三十年四月三十日
一 路 線 名	県道才代河原停車場線
二 供 用 区 開 間始	八頭郡八東村大字茂田字大畑一、二ノ二から 大字才代字下柿木一五七ノ四まで
三 供用開始の期日	昭和三十年四月三十日
一 路 線 名	県道由良上井線
二 供 用 区 開 間始	倉吉市小田字下河原五一ノ一から 字小河原三三ノ一 道まで
三 供用開始の期日	昭和三十年四月三十日

鳥取県告示第二百九号	鳥取県保健所及び衛生研究所使用料手数料条例(昭和二十五年十二月鳥取県条例第五十八号)第五条の規定により、次の者に対しては使用料又は手数料の額を昭和三十年四月三十日から昭和三十一年三月三十一日までの間無料とする。但し、二、に規定する者のレントゲン診断(間接写真診断六×六及び写真診断)の料金についてはこの限りでない。
昭和三十年四月三十日	
鳥取県知事 遠 藤 茂	
一 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第十九条第四項の規定による妊産婦又は乳児若しくは幼児の保護者のうち保護指導を受ける者で児童福祉司又は児童委員の発行する保健指導票によるもの	
二 昭和三十年度母子愛育指定町村(岩美郡岩美町のうち前の岩井町地域、八頭郡若桜町のうち元の池田村地域、気高郡小鷲河村、東伯郡羽合町、米子市のうち前の崎津村地域、西伯郡宇田川村及び日野郡溝口町のうち元の溝口町地域)の妊産婦又は乳児若しくは幼児の保護者であつて保健指導を受ける者	
鳥取県告示第二百十三号	次のように気腫疽予防注射を実施するので、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第六条の規定により牛の所有者に対して予防注射をうけることを命ずる。
昭和三十年四月三十日	
鳥取県知事 遠 藤 茂	
一 実施の目的	気腫疽予防のため
二 実施の区域	別表のとおり
三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲	牛―分娩前一箇月分娩後十日以内のものを除く
四 実施の期日	別表のとおり
五 検査、注射の別及びその方法	皮下注射

別表

実施期日	実施区域	実施場所
五月 四日	日野郡福栄村	同上
" 六日	石見村上石見 下石見	"
" 七日	神戸上 花神口	"
" 九日	黒坂町	"
" 十日	山上村	"
" 十一日	日野上村	"
" 十二日	大宮村	"
" 十三日	阿昆縁村	"
" 十四日	多里村	"

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

行日火金

發行所 鳥取縣鳥取市東町取
 印刷所 鳥取縣鳥取市東町取
 印刷所 鳥取縣鳥取市東町取